

平成25年11月29日

各 位

会社名 ミサワホーム株式会社  
代表者名 代表取締役 竹中 宣雄  
問合せ先 経営企画部 理事  
中村 孝  
(TEL. 03-3349-8088)

## 子会社等における施工不備の発生について（その2）

弊社は、11月15日に子会社であるミサワホーム中国株式会社、ミサワホーム北海道株式会社及び協力会社である株式会社ミサワホーム佐賀が建設した一部の建物で補助水平構面の施工不備が判明した件について発表いたしました。本日付けで国土交通省から本件に関する措置等が発表されております。

詳細は下記、国土交通省発表内容にてご確認ください。

国土交通省ホームページ/[http://www.mlit.go.jp/report/press/house05\\_hh\\_000446.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000446.html)

お客様並びに関係する皆様方には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることとなり、誠に申し訳なく、改めて深くお詫び申し上げます。

### 記

前回の弊社発表時にはミサワホーム中国、ミサワホーム北海道、ミサワホーム佐賀の3つの販売施工会社の一部の支店が施工した合計1,619棟の建物において、補助水平構面に面材が施工されていない可能性があることをご報告いたしましたが、その後、国土交通省からの依頼で特定行政庁が調査した結果、1,619棟の中で、面材が施工されていなかった物件が3件（倉敷市・佐賀市・広島市）、新たな施工不備として、面材は施工されていたものの施工位置が型式適合認定等の仕様よりも高い位置にある物件（岡山市）、面材は施工されていたものの面材をとめつける軸材の仕様が型式適合認定等の仕様と異なっている物件（北見市）が各1件ずつ判明しており、国土交通省からはこれらの新たな施工不備を含め、型式不適合となる他の施工不備の有無について再調査を行うよう指示されています。

なお、補助水平構面とは、壁パネルや屋根パネルの変形を抑える補助的な部位であり、今回の施工不備が判明した5物件においては構造計算等にて安全性に問題が無いことを確認し、調査にあられた特定行政庁からは建築基準法の構造安全性には問題がないことをご報告を得ております。

弊社では、この5物件が型式不適合であることをご指摘を真摯に受け止め、国土交通省の指示に従い早急な調査と再発防止策の実施、今後の調査で施工不備が判明した建物に対する必要な対応等をさせていただきます。

また本件に関するお客様向けのお問い合わせ窓口を下記の通り開設しております。

<ミサワホーム株式会社 お客様相談センター>

電話番号：0120-282-330 / 受付時間：9:00～18:00(無休)

<ミサワホーム中国株式会社>

電話番号：0120-406-119 / 受付時間：24時間(無休)

なお、岡山・倉敷・広島・福山・山口・鳥取・島根の各支店（地域）でもお問い合わせ窓口を設置しております。> [各支店・地域のお問い合わせ詳細へ](#)

< ミサワホーム北海道株式会社 >

電話番号 : 0120-330-184 / 受付時間 : 24 時間 (無休)

< 株式会社ミサワホーム佐賀 >

電話番号 : 0120-41-4639 / 受付時間 : 24 時間 (無休)

なお、11 月 15 日に発表いたしました当該調査建物 1,619 棟のオーナー様には前回発表の概要、今後の対応等について既に上記の 3 販売施工会社からご連絡させていただいております。

以 上